

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

发行人 || 滝野 忠

FAX(03)33299-5367

入社幹事 東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

振替〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金〇中央労金本店No1154163

購読料 月額 600円

6カ月前納制

（もくじ）

■卷頭言■

向坂先生と岩井さんの読書法

滝野 忠……2

読書の秋に寄せて

毛利 孝雄……3

二〇〇二ヒロシマ点描

5

外交は内政の延長

6

一 日朝首脳会談の帰結

◇資料 春季生活闘争改革の具体化に向けて ◇

二〇〇三春季生活闘争基本構想素案・連合

8

本連合会議で採択された「春季生活闘争改革の具

11

森町会議で採択された「春季生活闘争改革の具

11

る人による「二〇・一七東京西部のつどい」へご参加を

11

古く検証「納得できる解決」「早期解決」の道（その一考察）

大谷 一敏……11

久松が思ふ「納得できる解決」「早期解決」の道（その二考察）

11

読者からのおたより

13

旬刊社会通信

NO.847

11001年十月一日号

11002年十月一日発行

(毎月一日・二日・二二日三回発行)

向坂先生と岩井さんの読書法

読書の秋に寄せて

最近どんな本をお読みですか。ウーンと考え込んでしまう人がけつして少なくないのでないでしようか。そういうわれれば、本どころか、毎日配達される新聞すら満足に目を通していいなど。私の口癖（くちべせ）は会う人会う人に、「なにかおもしろい本ない」と聞くことです。「〇〇」という本がおもしろかったとの答えが返ってくることは、すっかり稀になってしましました。掃いて捨てるように、次から次へと新刊書が出版されるというのにです。

私の住む商店街にブック・オフという新刊書屋が古本屋かわからない書店が新たに店開きました。その前には老夫婦が営む古くからの古書店があります。古書店をのぞくと人はほとんど見当たりません。しかし、ブック・オフには若者があふれています。その書棚にはCD、ビデオ、漫画、それに「ダイジェスト式」の本が所狭しと並べられています。その書棚いわゆる「固い」本は一冊として見当たりません。何を若者たちは買つていくのだろうかと、野次馬よろしく勘定所を見ていると、CDに漫画ばかり。

古くからの古本屋さんは、「今の学生さん、若者はあまり本をお読みになりません」と控えめに話をしてくれる一方で、「いい本がすっかりなくなりました」「この本買つてくれないかと棚に並べ、それが売れた喜びもすっかり少なくなりました」と。

新刊書屋の本棚も毎年、様変わりしているかに見受けられます。ついに一～二年前まで、本屋を占拠していたいわゆる新書はすべて撤退、これまでわざかにおかれていた岩波新書すら、今ではすっかり姿を消してしまいました。

本を読むことが生活の編集子ですから、毎日の新聞の書評欄、新刊広告には必ず目を通します。数年前までは「書名」にだまされ、「しまった！」と注文してから失敗したと後悔したことが数多かつたのですが、今では後悔することもすっかりなくなつてしましました。だつて、注文したくなる書名の本すら影をひそめてしまつたのですから。というわけで、私の読書は古典一色です。

読書といえば私にとって好対照のお二人がいらっしゃいます。一人は向坂逸郎先生、もう一人は岩井章さんです。向坂先生にはマルクス、エンゲルス、レーニンの古典学習会を寺子屋方式で訓練されました。先生の教えはまず、その本に書いてあることをあるがままに、すなおに読めということ、次に読書とは考えること、考えながら読まないようなら、読書はしない方が良い、と、本の読み方を教わったように思います。だから、寺子屋での学習会は今から思うと綿密なもので、星一つの共産党宣言を毎週一回、一年かけて読み終えるというものでした。

これにたいし、岩井さんの読書は「読みとぼす」という読書法だったようと思われます。「ぼくが読んでない本、君知ってるだろう。必要と思われる本を買つといて」と。岩井さんは執務に余裕ができると手に取り、猛烈な勢いでページをくるのです。岩井さんとは頻繁に旅をしました。一人ともに旅行鞄には本がつまっています。やがて、何か本はないかとの伝言。「これおもしろいですよ」と渡すと、一～二時間後に「おもしろかったよ」、あるいは「おもしろくない」と返されるのです。

向坂先生と岩井さんでは読書の仕方がまったく違いました。しかし、岩井さんは本を愛されていました。ともに海外を旅した時のことです。なんと岩波文庫の百冊の本を買い求められ、『ガリバー旅行記』を持参、いつ出発するか分からぬ空港ロビーで一人黙然と読書された姿が目に浮かびます。

(滝野 忠)

一一〇〇一一ヒロシマ点描

三年連続、三度目の広島になる。「昭和館」訴訟や「千代田区平和使節団」に関わりを持つてから、毎年六・二三、八・六、八・九が気になる。秋葉市長や小泉首相がどういう発言をするのかなどもあるけれど、平和公園を中心各種の平和行動の中にある、民衆の息吹や希望を肌で感じ考へたいとの思いが広島へと向かわせる。

とりわけ今年という年の持つ「重み」について考える。九・一以降アメリカの核戦力体制見直しは、核兵器の先制使用も含めてイラク攻撃を現実のものとしつつあるし、これに呼応して国内では「有事法制」の整備が、沖縄では普天間基地の辺野古沖への県内移設が本格始動しようとしている。

「戦後」という言葉は、過去のものとなりつつあるのかもしれない、そして再び使われることはなくなるのかもしれない。そうさせないために何ができるのか、二〇〇一年の広島から点描する。

広島のもつ力

第一に感じたのは、消し去ることのできない被爆体験・戦争体験の重みといつたらいいだろうか。今だからこそ記録し記憶し引き継がなければという、ヒロシマの持つ力。

八月六日、オープンしたばかりの「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館」には入館を待つ長蛇の列ができていた。原爆死没者一人ひとりの氏名・写真・被爆の状況・手記などがデータベース化されパソコン上で検索できるようになっている。

この日入館者の多くは家族連れの広島市民だったろう、パソコンの前には順番待ちの列ができ、画面に現れた肉親・知人・友人の顔を両手で撫でながら、家族や子どもたちに被爆の話を聞かせる姿があちこちで見られた。

戦死者を「数」としてではなく「生きた個人の人生」として記憶しようとする試みは大切なことであり、今後いつそう充実したものになっていくことを期待したい。ただそこからだけでは、なぜ原爆死、被爆者が生まれなければならなかつたのかを解明し、学ぶことはできないのではないか。戦争メモリアル自身に、展示にかかる戦争観・歴史観が問われるるのは当然のことである。

今年、広島市やNHK広島などが呼びかけている「市民が描く原爆の絵」には、新たに一千点近い作品が寄せられたという。また、ここへきて戦争体験記の出版数も全国的に伸びただしい数にのぼっているという。

これらこの一年、戦争体験者たちがかかえてきた思いから、私たちはあらためて学び直すことが求められているのではないか。

第二は、若い人たちの多様な取り組みについて。平和公園の中でおそらく一番元気だったのは、「高校生一万人署名」を訴える長崎の高校生たちだつたろう。

広島の高校生たちは、八・五に「高校生平和文化祭」を開き、今年は三〇〇人の高校生が参加した。八・六の「ヒロシマ大行動」には実行委員二五名が参加し、大人たちに初々しいメッセージを送った。日の丸・君が代に揺れた県立世羅高校の当時生徒会長だつた田丸尚絵さんは、次の学びの場としてオキナワを選び、「ヒロシマの子」として現在沖縄大学に学んでいる。

「高校生文化祭」には、おそらく彼女からの在校生へのメッセージが寄せられたはず。オキナワーヒロシマーナガサキをつなぐ若い人たちの絆が、そしてそこから学ぼうとする若い人たちの絆が幾重にも育つしていくことを心から期待したい。

民衆レベルからの国際交流

第三に、平和活動の国際的なつながりについて。私は、三年前から八・六に開かれていた「ヒロシマ大行動」に参加するようにしていて。今年は、広島被爆者はもとより、沖縄、中国・重慶大空爆被害者、韓国・戦争原爆被害者、パレスチナなどから報告が行われた。中国や韓国の報告からはいつも、戦後半世紀を越えてなお初めて知る事実に驚かされる。広島が「ヒロシマ」として、被爆者が「ヒバクシャ」として、「反戦・平和」を象徴する世界的な普遍性を獲得するためには、日本が引き起こしたアジア太平洋戦争の、とりわけ加害の事実から目を背けることはできない。そして今日も、アメリカによるアフガニスタンへの戦争にかんして、沖縄は依然として米軍の前進基地であり、インド洋に展開する米空母・海自艦船はそれぞれ長崎（佐世保）・広島（呉）から出航している。

第二次世界大戦を境に、職業軍人と民間人の犠牲者の比率は逆転したといわれている。朝鮮戦争では職業軍人犠牲者一五%に対し民間人犠牲者は八五%、ベトナム戦争では職業軍人五%に対し民間人は九五%に達している。たとえ小さくとも民衆レベルからの国際的な交流が、平和の裾野を広げていくことを信じたい。

第四に、今回の広島訪問の中で最も感動を覚えた、栗原貞子さんの自作詩「生ましめんかな」の朗読について。

八・六午後「ヒロシマ大行動」に参加した三千人が、車椅子で登壇した栗原さんの朗読に集中していた。「生ましめんかな」の朗読の後、五十七年前の地下室で生を受け、この詩のモデルとなつた小嶋和子さんが栗原さんに花束を渡した。

栗原さんから小嶋さん、そして三千人の参加者へと引き継がれていく「平和」へのバトン。個人の力は小さいけれど、それでもひとりの人間の営為の持つ力、希望の大きさを感じた瞬間だつた。栗原さんは「生ましめんかな」について次のように語つてゐる。「あのとき生まれた赤ちゃんは『ヒロシマ』です。『ヒロシマ』という子どもを私たちは育ててきたのです。」

最後に、「憲法を生かす会」の関わりについて。三年前から始まつた「八・六ヒロシマ大行動」は、「ヒロシマの心」と原水禁運動を継承する運動として間違ひなく発展している。各地区の「憲法を生かす会」は、この「八・六ヒロシマ大行動」への代表派遣を自らの運動として取り組むことを、次年度の統一課題として意思統一すべきではないか。ぜひ広範な議論と取り組みを期待したい。

（毛利孝雄）

外交は内政の延長

—日朝首脳会談の帰結—

対外政策は、つねに国内政策の延長である。なぜなら、同じ支配階級によつてすすめられ、同じ歴史課題を追求するからである。

九月一七日、おこなわれた小泉・金会談、その結果の評価は、「対外政策は、つねに国内政策の延長」を改めて思い起こせるものであつた。

二つの「謝罪」

小泉・金会談の焦点は、本誌第八四九号（九月二一日付）に明らかなように、小泉が①拉致、②ミサイル・核兵器等の大量破壊兵器と東アジアの安全保障、③不審船を課題としたのに、金は①過去の清算と謝罪、さらには②補償問題を丁寧発止とやり合つことが予想された。小泉は「拉致問題の解決なくして交渉再開はない」と繰り返していいたからだ。

外交はつねに秘密交渉である。朝鮮民主主義人民共和国が首脳会談に臨むにあたつて、日本側にどんな意志表示をしていたのかは、政府・外務省高官以外にはわからない。首脳会談のやりとりは、拉致問題から始まつたようである。直前の事務レベル準備会合で共和国側が、この問題について情報提供をしたことで、会談は一挙に小泉ペースになつた。

小泉が「再びこのような遺憾な事案が生じないよう適切な措置を求める」と要求したのに、金は「誠にいまわしい出来事」であると拉致の事実を認め、「遺憾なことであつたことを率直におわびしたい」と謝罪したのである。拉致の事実とともにその内容がショックングであつたことは、金のこれまでの主張を小泉にぶつけることは困難となつた。その結果は、「日朝平壤宣言」に明らかなまでに反映されている。

ブッシュが小泉に要求した核開発・ミサイルでは①核問題の包括的解決のため、関連の国際的合意を順守する、②ミサイル発射実験の凍結を〇三年以降も延長すると表明したばかりか、不審船についても①軍部の一部が行つたもの、②このような問題が一切生じないよう適切な処置をとる、となつた。

これに対して金が本来要求すべきであつた過去の清算については①過去の植民地支配によつて、朝鮮の人びとに多大の損害と苦痛をえた、②痛切な反省と心からのおわびの気持ちの表明。植民地時代の補償については国交正常化後、日本が①無償資金協力、低金利の長期借款、②人道主義的支援等の経済協力を実施するとなつた。

首脳会談では拉致への「謝罪」が、三六年の植民地支配への「謝罪」以上の位置づけとなつたのである。共和国は拉致事件が報じられてから一貫して「事実無根」と批判しつづけた。なぜ今、とつぜん態度を変えたのか。

なぜ今？

共和国が深刻なエネルギー、食糧危機に直面していることの表れであろう。共和国では七月以来、社会主義経済の再建をめざし「経済改革」が開始されたと伝えられる。経済改革のためには工場を稼働させるエネルギー、農産物増産のために肥料が必要だ。このための資金をどう確保するか。この内政上の問題が金に今度の決断を促させたに相違ない。他方、日本はどうか。現代日本政治の焦点は「戦争のできる」国家が強力にめざされて

いることである。小選挙区制導入で、いわゆる「護憲勢力」は退治され、事実上、保守二党体制がつくられた。この流れを強め、民主党の「若手」を新自由主義路線にさらに巻き込むためにも、アメリカと協力し、アジア安保の一翼を担い、アジア全域にはりめぐらされた日本の権益を守り抜く体制をつくる必要があるというのである。

小泉と金はこうした内政上の問題から「日朝平壤宣言」を結び、早期に国交回復交渉再開を決めたのである。

平和、反戦への気運

共和国と国交を持たない先進国はいまでは日・米・仏の三ヶ国だけだ。ロシア、中国は内政上の問題、つまり経済開発と経済成長維持の点から平和な国際環境を求めていた。それがこの二～三年の間に巻き込んだ中・ロ・韓・共和国間の目まぐるしい外交活動だ。日本と共和国の国交回復交渉の開始は、イラクを「主敵」とするアメリカの外交政策と密接にからんでいることも間違いない。

小泉・金会談がおこなわれた九月一七日、イラクが国連査察の全面的受け入れを発表した。これまた新たな動きである。アメリカはイラクがどのように査察を受け入れようとも、フセインを抹殺し、アメリカに従う政権をつくるまで、イラクを敵対視することはやめることはない。

いかなる理由からあれ、中東と東アジアに平和な環境をつくる条件が醸成され始めた。このような時、日本は秋の国会で有事法制を仕上げようとすればかりか、テロ特措法でイラク攻撃への対米支援を実行する準備をすすめている。

拉致という不幸な事件、被害者たちのショッキングな事態をひきずつてではあるが、日朝国交回復の交渉が始まる。アメリカのイラクへの攻撃準備に世界では非難の論調が高まっている。アメリカ国内ではすでに十万人規模の大集会も準備されている。ヨーロッパではアフガン戦争反対の大規模なデモが続発した。

新自由主義、グローバリゼーションへの先進国の労働者、百ヶ国以上の開発途上国の批判は高まりを見せている。日本でも有事法制反対への気運は高まり、「平和」そして「反戦」が勢いを増す時節を迎えようとしている。

○ 三一年「春闘」はどうなる

春闘は日本労働運動、とりわけ階級的労働運動の象徴であった。俳句の季語にもなった。そればかりか、ドイツ等欧米諸国の賃上げ闘争を「ドイツ春闘」などと今では伝えるようにもなった。

ユニオン連合発足から十三年、連合の主導組合である金属労協（自動車総連、電機連合等、重化学工業でつくられるゆるやかな産業別の組織・一二〇万人）は、①旧総評系官公労組合の解体と「麥質」、②産業別組織の合同で旧総評の影響力はほぼなくなつたと、インフレからデフレへの経済情勢の変化、新自由主義と称される巨大独占資本のジャングルの生存競争もここまでと思われるすさまじい競争とも相まって、ユニオン連合は「春闘」放棄へとひた走る。

「従来型」運動は破たんした

○二年の帰結、この帰結をめぐる○二年の組合大会は、この傾向をさらに加速する傾向を強めた。「春闘」についての組合大会の特徴はこうである。

第一は、競争、赤字論に埋没し、労働組合は企業存続なくして存在しないと、「資本の副官」としての立場をさらに鮮明にしていることだ。その認識は――

「国際競争や構造変化に直面する産業の状況などから一時的な業績回復があつたとしても、これまでの戦術は成立しがたい」。

として、「従来型労働運動」(つまり、賃上げ要求)は通用しないと次のように喧伝する。

①グローバル経済下において賃金を考える際には、今や日本の労働コストと国際競争力の関係を無視しては考えられない時代になった。

②毎年賃金が上がり続けることが許されなくなつた現実に目をつむり、一時的な心情を優先した運動では結果として組合員の雇用と生活が守れなくなることは明らか。

③新たな環境条件のもとでの組合運動を確立しなければならない。

④新しい環境の中での組合員一人ひとりの新たな心の連帯、心のきずなの再構築が必要。ユニオン連合がめざすという「新しい労働運動」とは何か。連合は昨年の大会で基本方針を「労働を中心とする福祉型社会」と定めた。「新しい労働運動」で「福祉型社会」をめざすというのだ。ところでその実態はどうか。

まず強調されるのは、要求・抵抗型労働運動は時代遅れと、「参加型労働運動」を掲げていることだ。

次に、参加型労働運動とはなにか。連合は政策制度要求と労働条件事項のたたかいを峻別し方針化する。政策制度要求は連合の責任でおこない、産別組合はこれに協力する。また労働条件事項については産別が責任をもつておこない、連合はこれらを調整する役割を果たすというのである。

つまり、労働条件事項（賃金をはじめとする労働諸条件）は、各産別が産業状況に応じて独自でおこなえといふのである。これで焦点の「春闘」、賃上げ闘争にかんしてはどうなるか。その中心的な考え方は――

①上げ幅（賃上げ要求・ベア要求）中心の相場形成・波及パターーンは成立しがたい。

②個別賃金の取り組みを基本とし、生計費を基礎として賃金のミニマム規制の取り組みを強化する。

こうして、ユニオン連合は○三年春闘で「統一要求基準」（ベア要求）を示さないとしたのである。

連合は「ミニマム基準」を提示

連合ではこうした考え方にもとづいて、九月十二日の中央執行委員会で「春闘生活闘争改革の具体化に向けて―〇三年春闘春季生活闘争基本構想案・以下（素案）と略」（資料参照）を決定した。「素案」は①基本的考え方、②具体的展開、③「最重要課題」実現に向けた取り組み、④要求と取り組みからなる。

「基本的考え方」では、①景気回復・雇用を柱とした政策要求、②賃金は中小・地場組

合やパート労働者などの「底上げ」、③不払い残業撲滅などの社会的運動を進めるにし、「具体的展開」では①ワークシェアリングの実施、②均等待遇・解雇規制のワーケルールの確立、③雇用と生活のセーフティネットの確立と社会保障ビジョンの実現、④働く者の立場に立った税制改革、⑤賃金の底上げと最低規制、⑥個別賃金を通じた社会的賃率の形成と規模間・男女間賃金格差の是正、⑦労働時間の適正化と不払い残業の撲滅（ノーペイ・ノーワーク）の七つをあげている。

最重要課題としては①景気回復と雇用を中心として政策制度要求の実現、②賃金カープの確保と中小・地場の賃金底上げ、③パート労働者の労働条件引き上げと企業内最賃の協定化、④不払い残業の撲滅とワークシェアリングの推進をあげる。

賃金カープの確保と中小・地場の賃金底上げでは①「生活できる賃金」のセーフティネット化など社会的な賃金底支えの仕組みづくり、②〇三「春闘」では生計費をベースとした三五歳ミニマム基準と年齢ポイント毎の到達目標、最低到達目標などの参考値を示すとともに、具体的な賃金要求については—

(1) 基準＝賃金のミニマム基準 三五歳（編集部※数字はこれから、生計費ベースで決定する）、(2) 参考値＝到達目標。最低到達目標、年齢別最低保障。

これにもとづき、各産別は要求基準を設定し、各組合は産別方針をふまえて賃金要求を組み立てるという内容だ。

ようするに、連合は三五歳のミニマム基準を示し、各産別はこれにもとづき個別賃金要求を掲げるというのである。

この他、連合は不払い残業の撲滅を最重要課題中の最重要課題とし、さらに①パート労働者の賃金改善、②雇用の安定確保等が課題として上げている。

連合中執委が決定した「素案」は、問題意識をつづったレジメの形をとっているために、きわめてわかりやすい。全文を資料として掲載する。

なお、連合はこの「素案」にもとづき、十月三日の中執委で「基本構想の素案」とし、十月二十四日の中執で「基本方針素案」を示し、十月三一日から二日間開かれる中央討論集会を経て、十一月一九日の中央委で最終確認するとの日程である。

◇資料 春季生活闘争改革の具体化に向けて（案）連合〇一年九月十二日◇

一一〇〇三春季生活闘争基本構想素案

1. 春季生活闘争改革の基本的考え方

総合生活改善に向けた中期的目標を設定し、景気回復・雇用を柱とした政策要求実現、賃金については中小・地場組合やパート労働者などの「底上げ」に全力をあげるとともに、不払い残業撲滅などの社会的運動を進める。

(1) 春季生活闘争を総合生活改善闘争におけるメリハリのある共闘と位置づけ、賃金等労働諸条件の改善結果を未組織労働者に波及させる取り組みとして毎年構築する。

(2) 「労働を中心とした福祉型社会」の実現に向け、政策課題と協約課題を含め、めざすべき働き方とくらし方の中期的な運動目標を明確にしたうえで、二・三年先を展望した計画的な運動を組み立てる。

(3) 連合は、雇用を中心とする政策制度要求の実現とともに、中小・地場組合やパート労働者などの労働条件の下支え・底上げを重視し、各部門・産別の調整と政労使の社会合意の推進等をはかる。そのため、協約改善を通じてすべての組合が参加する「最重要課題」として、労働時間管理の協定化による不払い残業の撲滅や、パート労働者を含む企業内最賃協定などを設定し、交渉結果の社会的波及をめざす。

(4) 各産別は、労働条件の維持・向上について基本的に責任を持つとともに、政策制度要求や連合が設定する「最重点課題」実現の取り組みに積極的に参加する。
(5) 各地方連合会は、「最重点課題」の実現に向けた地域における社会合意形成などに取り組むとともに、中小・地場組合の雇用確保や賃金の底上げについて、産別との連携により個別の支援態勢を強める。

II. 春季生活闘争改革の具体的展開

1、総合生活改善闘争強化の視点から、政策課題と協約課題を含めた中期的な運動目標を掲げる。

(1) 当面の運動目標として、下記の課題を中心にはじめに実現する。

① 働き方の見直しと雇用拡大をめざすワークシェアリングの実施

② 均等処遇や解雇規制などのワークルールの確立

③ 雇用と生活のセイフティネットの確立と社会保障ビジョンの実現

④ 働く者の立場に立った税制改革

⑤ 賃金の底上げと最低規制

⑥ 個別賃金を通じた社会的賃率の形成と規模間・男女間賃金格差の是正

⑦ 労働時間の適正化と不払い残業の撲滅（ノーゲイ・ノーワーク）

(2) それらの課題について、(a)政策制度要求、(b)政労使または労使の社会合意、(c)労使交渉を通じた労働協約のそれぞれのレベルで実現すべき課題を明確にするとともに、連合・地方連合会、産別・産業部門別連絡会、単組の役割を明確にする。

2、それらを実現する中期的な活動計画のなかで、メリハリのある共闘として春季生活闘争を位置づけ、すべての組合が参加する「最重点課題」を設定する。

(1) 当面の「最重点課題」として次の項目を設定する。

① 景気回復と雇用を中心とした政策制度要求の実現

② 賃金カーブの確保と中小・地場の賃金底上げ

③ パート労働者の労働条件引き上げと企業内最賃の協定化

④ 不払い残業の撲滅とワークシェアリングの推進

(2) 連合傘下のすべての組合がこれらの「最重点課題」に取り組み、労働組合運動の求心力を高めるとともに、交渉結果の社会的波及をめざす。

(3) 規模間格差の是正、取引問題の改善、中小・地場組合の賃金制度と労働協約の整備、雇用・合理化対策などは、通年的取り組みとして強化し、必要に応じて集中期間（例えば「労働時間法制遵守月間」）の設定を行う。

3、働き方の見直しなどに関する政労使あるいは労使の社会合意の取り組みをさらに推進する。

(1) 働き方と暮らし方のトータルな見直しに向け、社会合意の取り組みを進め、時間外労働大幅削減など時短と、均等処遇を前提とした短時間正社員制度など、働く側の選択肢の拡大を目指す。また、取引関係の改善に向けた話し合いも推進する。

(2) ワークシェアリングについては、良質な雇用の創出を求め、「多様就労型ワークシェアリング」の政労使合意をはかる。そこでは、「働く側の選択肢」「仕事と家庭の両立」を念頭において、労働時間管理と均等処遇の具体化に取り組む。

(3) ワークシェアリングや雇用創出などに関わる、地方レベルでの（政）労使合意についても、取り組みを強める。

(4) 部門や産業、業種ごとの労使協議の場を拡充し、産業構造の転換などへの対応を強める。また、企業を越えた職業能力開発の場の設置や再就職支援活動などに取り組む。

III. 「最重要課題」実現に向けた取り組み

1、景気回復と雇用を中心とした政策制度要求の実現

(1) 景気回復に向けた政策転換と雇用創出策の強化をはかる。当面、雇用・生活・経済対策を盛り込んだ補正予算と二〇〇三年度予算の編成、公正な税制改革、雇用保険の安定強化、公務員制度の改革、医療改革などの実現を重点に取り組む。秋の段階から、学習活動を強化し、各種行動の盛り上がりをはかる。

(2) ワークルールについては、規制緩和に名を借りた労働基準の無原則な緩和を阻止し、労働契約法、労働者代表制、均等処遇の法制化をはかるなど、労働者の権利確立の取り組みを強化する。春季生活闘争時には、各労働協約の整備・改定をはかる。

2、賃金カーブの確保と中小・地場の賃金底上げ

(1)連合は、全労働者の視点とマクロ経済の視点に立った賃金改善の役割を果たす。そのため、連合総研シユミレーションに基づいた指標の設定を検討する。また、法定最低賃金の見直しと取り組み強化について検討を行うとともに、「生活できる賃金」のセーフティーネット化など社会的な賃金底支えの仕組みづくりにチャレンジする。

(2)賃金改定に当たっては、絶対水準を重視した個別賃金の取り組みを強化し、水準の社会化・横断化の取り組みをベースとし、連合・部門・産別の役割の明確化をはかる。

(3)各組合は、賃金の実態把握を通じ、賃金カーブ、同業他社との格差、個人別・グループ別賃金のばらつき等を把握し、賃金水準の維持・格差是正についての労使協議を進め、賃金制度の整備をはかる。春季生活闘争時には、「賃金カーブの確保」を最低限に、企業業績に応じた水準の引き上げをはかるとともに、情報開示に努める。

(4)各産別は、「賃金カーブの確保」を最低限に、組織実態にあわせたペア要求と中小・地場対策に責任を持つとともに、適切な情報開示に努める。また、共闘強化のため、産業別部門連絡会との連携や地方連合会との連携を強める。

(5)二〇〇三春季生活闘争で連合は、生計費をベースとした三五歳ミニマム基準と年齢ポイント毎の到達目標、最低到達目標などの参考値を示す。

(6)具体的な目標（到達目標水準や引き上げ幅など）の設定は、部門連絡会の調整を踏まえて各産別で設定する。また、必要に応じて地方連合会でも実態を踏まえ設定する。

(7)地方連合における「地域ミニマム」運動をさらに強化するとともに、これまで取り組んできた中小共闘センターの方や妥結基準の設定などについて、連合全体の取り組みとして強化する観点で検討を進める。

3、パート労働者の労働条件引き上げと企業内最賃の協定化

(1)パート労働者の待遇改善と雇用の安定に向け、「パート・有期契約労働法」の制定をはかる。また、企業内における均等待遇の取り組みを進めるとともに、春季生活闘争時には、全従業員対象の企業内最低賃金の協定化をはかる。その水準については、高卒新規採用給の時間当たり賃金との均等をめざす。

(2)連合は、パート労働者の賃金引き上げに向けて、①賃金引き上げ目標と、②企業内最賃の目標を示す。

4、不払い残業の撲滅とワークシェアリングの推進

(1)労働時間については、総労働時間短縮に向け、職場の点検活動と職場等の労使協議を徹底し、未払い残業の撲滅、恒常的時間外労働の削減、年次有給休暇の促進の取り組みを強化する。春季生活闘争時には労働時間把握の労使確認に基づく「労働時間管理の協定化」をはかるとともに、労働時間法遵守キヤンペーンを通じて「ノーペイ・ノーウーク」の社会運動を進める。

(2)ワークシェアリングの視点に立った労使協議を進め、これ以上職場から失業者を出さない取り組みを徹底する。また、企業・企業グループの経営に関するチェックと労使協議を徹底するとともに、春季生活闘争時には雇用安定の確認と人事条項と事前協議制の協約整備、六〇歳以降の継続雇用制度の確立・改善をはかる。

IV. 二〇〇三春季生活闘争の要求と取り組み

1、具体的な賃金要求について

(1)連合は、以下の基準と参考値を示す。

①基準＝賃金のミニマム基準

三五歳（勤続＊＊年）＊＊＊円

②参考値＝到達目標

三〇歳（勤続一二年）三五歳（勤続一七年）

最低到達目標

三〇歳（勤続一二年）三五歳（勤続一七年）

年齢別最低保障

二五歳、三〇歳、三五歳

定昇相当分

(2)各産別は、連合の考え方と部門連絡会の調整を踏まえて、賃金実態、産業実態をもとに要求基準を設定する。なお、個別賃金の銘柄設定は各部門連絡会や産別で検討する。

(3)各組合は、賃金カーブを確保したうえで、産別方針を踏まえて賃金要求を組み立てる。

(4)なお、政策を転換させ個人消費の拡大により景気を回復に向かわせるには、雇用者所得増と失業率の改善が必要であり、連合総研のシユミレーションに基づいて、中小・地場向けの賃金引き上げ指標の設定について検討する。

国鉄労働者千四十七名の解雇撤回めざす

—「十・一七東京西部のつどいへ」「参加を」—

十六年めに入つた国鉄闘争だが、前史を分割民営化反対闘争に求めれば、すでに二十年余たたかわれてゐることになる。分割民営化反対闘争で指導性を發揮したのが「国鉄分割民営化に反対する東京会議」だつた。東京・新宿にある二つの職場分会を中心に塊がまづつくられ、社会党、共産党、無党派の活動家、学者・文化人・ジャーナリストがその運動を盛り上げた。

その伝統を深く受け継ぐ東京・西部ブロック（新宿・中野・杉並・渋谷・世田谷）で新たな取り組みが展開されている。それは、「国鉄闘争勝利のためには、分割民営化で解雇された千四十七人が連帯を深め、統一した争議団を結成することが必要」との問題意識から、「国鉄労働者千四十七人の解雇撤回をめざす」というものだ。

東京・西部ブロックは七月、「人らしく」上映運動に五百名をこえる結集を勝ち取つた。この経験をさらに大きく強くし、国鉄闘争勝利への土台をさらに強めようと、「国鉄の分割民営化十五年の検証と当面の政治情勢」を中心に「国鉄労働者千四十七名の解雇撤回をめざす東京西部のつどい」がおこなわれる。日時は左記のとおり。この集会はたんに東京の一ブロックの試みではなく全国的に発展させねばならない内容をふくんでいる。（T）

国鉄労働者一〇四七名の解雇撤回をめざす一〇・一七東京西部のつどい

日 時 二〇〇二年一〇月一七日（木）一八時三〇分から

場 所 中野ZERO小ホール（JR中野駅南口徒歩七分）

資料代 三〇〇円

主 催

一〇四七名の解雇撤回・東京西部実行委員会準備会

連絡先

国労中央支部 渋谷区神南二一一一三 電話三四〇〇一五四五一

検証 「納得できる解決」「早期解決」の道（その一考察）

国鉄闘争一六年目。白昼堂々と行われた不当労働行為によるJR不採用＝解雇。以降、闘争団員とその家族の闘いが始まった。それは程度の差こそあれ、一六年と言う歳月の中で、国鉄分割民営化後も職場の不当労働行為と闘う国労組合員、国鉄闘争支援者ともども人生をかけた闘いとなってきた。機関役員としても国労の方針に基づいて闘いをしてきたが、今日段階で膠着状態になつてゐる「四党合意」以外には解決の道は無いものかを探るのは、この状態を乗り切る上でも当然出てくる考え方だろう。その一石として以下述べてみたい。

それを考察する場合の大きな論点は、闘争団の生活の場合だけをこの際とくに取り出せば、①「納得する解決水準」、②早期解決、が問題となる。

画期的な横浜人活裁判「判決」

まず、①の解決水準について。「四党合意」は甘利自民党副幹事長の会見では最高裁判決で国労敗訴ならゼロ、判決前で早く解決すればプラスα。これでは納得できないのは

当然。

もう一つの解決水準の例は、先の八月二九日の横浜人活裁判の判決がある。内容は、改革法二十三条の壁でJR採用は却下されたもののデッチアゲの暴力事件として解雇無効。賃金の支払い（退職者は八二九八万円、他は一億一二九八万円余に利子を付けて）を命じ、当該に支払済み分は差し引いて、残り分の未払い賃金総額が総額で三億九五九二万三四五六円（五人分）が、八月三〇日地裁執行官立会いのもとで、鉄建公団から強制執行された。JR復帰が無いので控訴したが、バックペイとしては画期的内容と言える。

これを一〇四七名問題に当てはめると、JRにしろ国鉄（現鉄建公団国鉄清算事業本部）にしろバックペイとしてプラスαか数千万円（億に近い）の差が何なのか。

その違法行為（でっちあげ、不当労働行為）責任の追及がどれほど重要かを表していることは間違いないだろう。

したがって、最高裁の判決が仮に敗訴になつても、ならば法的責任として、もう一方の国鉄に不当労働行為責任を取らせるとの鬭いは当然と言える。

実際、一九九七年、不採用事件で東京地裁での中労委判決を覆す不当判決後、時の藤井運輸大臣は「控訴せず、国鉄清算事業団を訴えたら・」の言葉を思い出す。

ところで国鉄清算事業団は現在の鉄建公団国鉄清算事業本部で、なぜ、今度は甘利自民党副幹事長が一部闘争団の訴訟を取り下ろせと强行に主張するのか、まったく疑問だ。

ちなみに、現鉄建公団事業本部の職員は全員がJRからの出向社員と言う形になつている。

もし、横浜人活の五人が鉄建公団事業本部に入れると言えば、いったんJRに入つて、そこから事業本部に出向者という形になる。横浜人活裁判判決では五人が鉄建公団職員と言つてゐるが本当は鉄建公団事業本部職員なはず。

さて、そこで、現在二八三名の闘争団員の鉄建公団（国鉄清算事業本部）訴訟は違法行為の責任追及という点、解決水準を上げるという意味では有効な鬭いと言える。ただし、和解等解決の対象は訴訟をしている者だけなので、国労本部主導で一〇四七名全体で訴訟をした方が何よりなのだが。

鉄建公団「改組」

次に、②の早期解決について。もちろん相手があることなので軽々には言えないが、解決時期には節があると思う。一番最近では一九九八年、あの地裁の不当判決、当時の藤井運輸大臣が「国鉄清算事業団を訴えろ」の一年後、国鉄清算事業団解散の法案が通過したまでの時期となる。

当時、二八兆円以上に増えてしまつた借金の処理と国鉄清算事業団の解散と翌年の鉄建公団国鉄清算事業本部としての新規発足の法案が審議されていた時と言える。

参議院では当時、自民党的青木幹事長の調整で七会派（全会派）連名で一〇四七名の早期解決の決議がされた。その時、一〇四七名問題は解決済みから未解決問題となつた。

当時の国鉄清算事業団と国労との裁判争議問題は事業団解散までにほとんどが国労の有利な結果と言える形で解決したことも記憶に新しい。また、ILLOからは一二〇%といえる中間勧告も出された。一挙に解決のために前進した時期だった。

そういった経過を考えた時、現在、特殊法人としての鉄建公団が平成一五年度末に廃止、

そして、一六年度から運輸施設整備事業団（廃止後）と統合して、独立行政法人として新発足することが小泉内閣の「行政改革」の政策の中で閣議決定され、この九月、十月の臨時国会に法案が提案されるもよう。来年の一月の通常国会と続き、早ければ来年の十月には法案が上がるという日程も進められている。

平成一五年度中が一つの節？

早期解決のチャンスはこの統廃合の行われる平成一五年度末までが一つの節だろう。和解も含めて解決がだめなら、この裁判争議は新発足の独立行政法人に引きつがれることになる。これを良しとするか、避けようとするか、それは、特殊法人の鉄建公團と運輸施設整備事業団をかかる国土交通省が判断することだが。

それにしても最近、甘利副幹事長は国労に「四党合意」に關係のない鉄建公團訴訟に対し、あまりに執拗に裁判取り下ろしを求めて来ている背景には何かあるのではと考えてしまう。下ろさせれば、加害者責任はすべてなしで、後は人道上で、解決金はプラスαで済むからか？

しかし、犯罪がある以上は加害者責任は消えない。だから国鉄闘争では不当労働行為責任はどこかが負わなければならない。犯罪はあつたが救済されるところがない、では済まされない。まさに、ILLO条約違反、国際問題である。いくらなんでも改革法二三条は表向きでは犯罪を見逃す法律ではないだろうから。

以上、闘いの展望の一つとして、雜駁（ざつぱく）に述べてきた。納得できる解決水準と早期解決の条件は充分あると思う。後は、具体的にどこに対してもう闘うのかではないだろうか。

（大谷 一敏）

◇ 読者からのおたより ◇

山梨でも上映会

山梨でも二会場で上映会を行うことを決め、現在準備中です。（山梨・S）

編集部より 音威子府闘争団のパンフは上映運動のひろまりの中で、さらに国鉄闘争の幅を広げようとしたものです。

社会主義思想

送金遅れ、幾重にもお詫び申し上げます。労働者思想の搖らぎが、支配階級のおごりとなつて、働く人々の生活、権利を侵害しています。社会主義思想の再構築と働く人々の団結のため、貴誌のますますのご健闘を期待します。（神奈川・W）

（編集部より）私はもっぱらレーニン全集を読みあさり、今日からの読書はトロツキーの『裏切られた革命』です。学生時代に読んだだけですから。

（嬉しさ）「中くらい」この前、大学に行っている子どもに、「闘争員」ということで『国労冬物語』の映画会に行つて欲しい」と頼んだところ、「あいさつ等させられる」と断られました。ところが、こそつと友達といつしょに見に行つたとの話も聞きました。子供は「こういう闘いなしには働く者は好きなようにされるから、やはり立派な闘いだ」と話してくれました。子どもは子どもで親がどういうことをしているか気にしているし、ちゃんと子供に話せるような生き方をしなければということを再認識させられました。（長崎・N）

（編集部より）お子さんはなんでも知つていらっしゃる。Nさんさらにがんばって！
生きる！ 全国の国労はじめ闘争団 解雇撤回 不屈に生きる。共闘 京コン労組 団結し 四人の解雇 撤回勝ち取る。権力の 改憲靖国 許さない 有事法制 断固反対。（札幌・M）
（編集部より）本当に久しぶり。Mさんのごようす、北海道のそして北海道に行つた東京の仲間からしばしば聞かされています。国労闘争団の仲間をさらに激励して！

（健康）暑い中、お身体にお気をつけて。私とともにかく健康で生きぬこうと思っています。

（山形・S）

（編集部より）梯子酒ならぬ梯子医者の毎日。油が切れかかる年頃ですからね。お互に。

環境 ヨーロッパの洪水たいへんです。世界中で環境破壊が進んでいる証拠だと思います。もっと多くの人びとが環境を守るために何ができるのか、考えなくてはならないと思います。すべての生命が奪われていく環境破壊、社会主義を叫んでも止められません。

（神奈川・Y）
編集部より 人間は自然なくして生きられません。自然是労働対象として生産力の重要な構成要素。さらに自然と人間の物質代謝結果、社会が存在しています。

はじめて闘争団訪問

七月はじめに夫婦で初めて闘争団事務所を訪れました。建物の古さに少しひくりしましたが、暖かく迎え入れていただきました。NTTもたいへんですが、それ以上に困難ななかで仲間を信じ、団結の力で前へ進もうという姿勢に感銘を受けました。国労の仲間とともにがんばっていきたいと思います。団結こそが力ですね。

（鹿児島・T）
編集部より 国鉄闘争は「闘かう国労闘争団」彼らと共闘する仲間が局面を切り拓く段階に入りました。向かい風が追い風に変わったのです。皆の顔も明るく、希望に満ちてきたようです。

九州での共闘運動に力を貸してあげて。

視野を広める 当方の民間職場も人員の補充もなく、多忙をきわめる日々が続いており、周囲に対する視野も狭くなりがちですが、「通信」の記事はいずれも情勢を大局的かつ的確にとらえており、日々の指針としております。有事法制阻止へがんばりましょう。残金はカンパです。（埼玉・G）

（千葉・I）
編集部より カンパありがとうございました。規制緩和そして日本の雇用慣行崩壊は、労働者はやはり労働者でしかないことを客観的に、かつ意識の上でも明らかにします。労働組合らしさを求める条件の拡大です。

“粘り”こそ力

春先から身体をこわしまして、ようやく最近元気を取り戻しつつあります。年だから仕方ないと医者からはいわれており、不満のある身体ですが、交際（つきあ）つていくしかありません。国労情勢も大きく動きつつあり、長年の粘り強く、あきらめない闘いが労働者にとって何よりも大切なことを教えてくれています。そのうちぜひお会いしたいものです。

（栃木・K）
編集部より お医者さんと持病が最大のお友達は私も同じ。おっしゃるように新たな情勢の始まりです。新しいお友達をつくる時期です。

深川闘争団と交流 いつもお世話になります。御陰様で九月十一日～十三日、深川闘争団との交流に行つてきました。当たり前のように十五年間の闘いを話しています。このふところの深さと云う

か人間的な大きさが勝利を呼び込む原動力だと感じました。

（千葉・I）
編集部より 有意義な交流になったごようす、エカッタ！ 国鉄闘争にもようやつと「追い風」

が吹いてきた！ いいよこれからです。

申し込みます

音威子府パンフを一部送つて下さい。パンフの送料代がわかりませんが、社会通信

六ヶ月分込みで送金します。（静岡・S）
（根室・A）

編集部より 素晴らしい出来映えでしょう。私の感想は九月十一号の「巻頭言」にあるとおりです。ぜひ感想を寄せて。

どうたたかう？ ベア要求を放棄という連合には腹が立ちます。一%賃上げ要求に対しても、大労組

のエゴと批判してきましたが、ついにここまで来ました。さて、ではどう闘うのでしょうか。学習と交流、闘いを通して、新しい役員をつくり続けることが闘いに勝つ道と考えています。

（静岡・S）

編集部より 九月の連合中央執行委員会が、統一要求基準を提起しないことを決め、いよいよ草案づくりが始まります。まず一〇月三日の中央委員会で「基本構想案」をつくり、一〇月二四日の中執で「基本方針案」、一〇月三一日から二日間開かれる中央討論集会で論議し、十一月一九日の中央委で最終確認するとの方向です。春闘は実質なくなりました。しかし、労働者の闘いはなくなりません。どうたたかいつづけるか、とりわけ賃金要求についての方針を仲間と討議中。考え方をまとめます。乞うご期待です。No.八四五号、私の投稿掲載して頂き感謝しています。

タダ働き 送金します。かなり遅れてスイマセン。郵政も公社化を前に合理化の前倒しや労務管理の強化をすすめています。先に開催された道大会では一七支部から勤務時間管理のあり方にについて意見が出るほど、タダ働きが問題になっています。では！

（郵政労働者・S）
編集部より 会社は一秒、一分で賃カツ、さらにははだしくは懲戒処分。われわれには管理者を“処分”する力はありません。ここに賃労働と資本、具体的には管理者と労働者の根本的対立があるんですよね。

（岡山・O）
編集部より 第八四五号、すでにお送りしました。ご健康と活躍、心から祈ります。全国的にも国労OBのお仲間の活躍が目立つてきています。